

 県章	滋賀県公報	平成 27 年（2015 年） 3 月 6 日 第 3 9 7 1 号 金 曜 日
		毎週月・水・金曜 3 回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）	
○ 規 則	
※滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則（財政課）	1
※滋賀県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	1
○ 告 示	
鈴鹿国定公園の鈴鹿生態系維持回復事業計画の策定（自然環境保全課）	5
道路区域の変更（道路課）	5
都市計画事業の変更の認可（都市計画課）	6
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告（県民活動生活課）	6
農用地利用配分計画認可公告（農業経営課）	7
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	7
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（湖北）	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（東近江、湖北）	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（東近江）	9
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（南部）	9
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任公告（湖北）	9
土地改良区役員住所変更公告（東近江）	9
○ 病 院 事 業 庁 告 示	
入札参加者に必要な資格等	9

規 則	
滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年 3 月 6 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造	
滋賀県規則第10号 滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則 滋賀県公有財産事務規則（昭和40年滋賀県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。 第 2 条第 2 項第 6 号中「第23条第 2 号」を「第21条第 2 号」に改める。 付 則 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。	

滋賀県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年 3 月 6 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造	
滋賀県規則第11号 滋賀県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則 滋賀県食の安全・安心推進条例施行規則（平成21年滋賀県規則第72号）の一部を次のように改正する。	

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第 1 項の規定により表示につき基準が定められた食品等以外の食品等にあつては、同表 3 の項の規定は、適用しない。

第 5 条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第13条第 1 項の規則で定める行為は、調理とする。

第 7 条第 1 項中「滋賀県食品自主衛生管理認証書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証書」に改め、同条第 2 項中「滋賀県食品自主衛生管理認証書再交付申請書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証書再交付申請書」に改め、同条第 3 項中「滋賀県食品自主衛生管理認証書書換交付申請書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証書書換交付申請書」に改める。

第 8 条第 1 項中「滋賀県食品自主衛生管理認証（更新）申請書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証（更新）申請書」に改め、同項第 1 号中「クまで」を「ケまで」に、「（次のア、イおよびエからキまで）」を「（次のイ、エおよびカ）」に改め、「（昭和22年法律第233号）」を削り、「キまでに掲げる書類は」を「クまでに掲げる書類は」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「別表 7 の項」を「別表 8 の項」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「別表 6 の項(1)および(2)」を「別表 7 の項(1)」に、「重要工程管理表」を「重要管理点整理表」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 別表 6 の項に規定する危害要因リスト

第 8 条第 1 項第 2 号ア中「ク」を「ケ」に改める。

第11条第 2 号中「別表 6 の項第 1 号ア」を「別表 7 の項(1)ア」に改める。

第12条第 1 項中「滋賀県食品自主衛生管理認証変更承認申請書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証変更承認申請書」に改め、「の ア および イ」ならびにアおよびイを削り、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 第 8 条第 1 項第 1 号アからケまでに掲げる書類および物件（既提出書類等記載事項等に変更がないものを除く。）
- (2) その他知事が別に定める書類および物件

第13条中「滋賀県食品自主衛生管理認証工程廃止・辞退届」を「滋賀県食品高度衛生管理認証工程廃止・辞退届」に改める。

第17条第 1 項第 2 号ア中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第 1 項第 1 号ロ」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令第45号」という。）第 1 条第 2 項第 2 号」に、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第 7 条第 2 項第 2 号ホ、第 3 号ヲもしくは第 4 号チ」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下「府令第46号」という。）第 3 条第 2 項第 2 号ホ、第 3 号ヲもしくは第 4 号チ」に改め、同号イ中「食品衛生法施行規則第21条第 1 項第 1 号へ、トもしくはヌ」を「府令第45号第 1 条第 2 項第 6 号、第 7 号もしくは第10号」に、「乳等省令第 7 条第 2 項第 3 号チもしくはリもしくは同項第 4 号ホもしくはへ」を「府令第46号第 3 条第 2 項第 3 号チもしくはリもしくは同項第 4 号ホもしくはへ」に改め、同号ウ中「食品衛生法施行規則第21条第 1 項第 1 号チ」を「府令第45号第 1 条第 2 項第 8 号」に、「乳等省令第 7 条第 2 項第 2 号へ、第 3 号ワもしくは第 4 号リ」を「府令第46号第 3 条第 2 項第 2 号へ、第 3 号ワもしくは第 4 号リ」に改める。

別表第 1 項中「自主衛生管理責任者に関する」を「高度衛生管理班に関する」に改め、同項第 1 号中「自主衛生管理に」を「危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の要因となる物質および当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価および管理を行う衛生管理の方式をいう。）による衛生管理および衛生確保に要する表示の管理（以下「高度衛生管理」という。）に」に、「（以下これらを「自主衛生管理責任者」という。）が適切に置かれていること」を「により構成される班（以下「高度衛生管理班」という。）が編成されていること」に改め、同号ア中「第 6 項第 1 号に規定する重要工程管理表および第 7 項」を「第 6 項に規定する危害要因リスト、第 7 項第 1 号に規定する重要管理点整理表および第 8 項」に改め、同項第 2 号中「各自主衛生管理責任者」を「高度衛生管理班」に改め、同号ア中「役職」を「高度衛生管理班を構成する者の役職」に改め、同号ウ中「自主衛生管理」を「高度衛生管理」に改め、同表第 3 項第 2 号イ中「食品衛生法施行規則第21条第 1 項第 1 号メ(1)」を「府令第45号第 1 条第 2 項第40号イ」に、「同号メ(1)」を「同号イ」に、「同条第14項第 1 号」を「府令第45号第14条第 1 号」に改め、同号ウ中「食品衛生法施行規則第21条第16項に該当するもの」を「府令第45号第16条の規定により内閣総理大臣が定める食品」に改め、同号エ中「食品衛生法施行規則別表第 6」を「府令第45号別表第 4」に、「食品衛生法施行規則第21条第17項」を「府令第45号第17条」に改め、同号オ中「食品衛生法施行規則第21条第 1 項第 1 号ホ」を「府令第45号第 1 条第 2 項第 5 号」に改め、同表中第 9 項を第10項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、同表第 6 項中「重要工程管理に」を「重要管理点に」に改め、同項第 1 号中「製品または製品群ごとおよび重要工程（製造等において食品等の安全性を確保するため重点的に管理する工程をいう。以下同じ。）」ごとに、次の表の左欄に掲

げる危害に関し、同表の右欄に掲げる工程を重要工程として、重要工程管理表を「重要管理点ごとに、重要管理点整理表」に改め、同号ただし書および同号の表を削り、同号ア中「重要工程」を「重要管理点」に、「作業」を「工程」に改め、同号イ中「およびその状態」を削り、同号エ中「防止措置」を「管理措置」に改め、同号オを次のように改める。

オ 管理基準（危害の原因となる物質を許容限度まで低減し、または排除するための基準をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

(7) 危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する際に指標とすべき温度、時間等の数値または官能的な判断基準

(4) 管理基準の設定根拠

別表第 6 項第 1 号カ中「（独自設定基準への適否を常時確認することをいう。以下同じ。）」を削り、同号キ中「独自設定基準からの逸脱がある場合に実施する措置」を「モニタリングにより管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置」に改め、同号キ(7)から(エ)までの規定中「独自設定基準」を「管理基準」に改め、同号ク中「重要工程」を「重要管理点」に改め、「次の」の右に「(7)から(ウ)までに掲げる」を加え、同号ク(ウ)中「独自設定基準」を「管理基準」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 重要管理点整理表に基づき、危害の原因となる物質が適切に管理されていること。

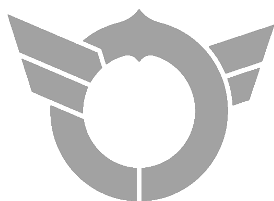
別表中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次のように加える。

6 危害 分析に 関する 事項	製品または製品群ごとに危害要因リスト（次のアからオまでに掲げる事項を記載した書類をいう。）が適切に作成されていること。 ア 製造等の工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質 イ アの物質ごとに、健康に悪影響を及ぼす可能性および製品の特性等を考慮して、食品衛生上の危害の原因となる物質であるか否かの別およびその根拠 ウ 危害が発生するおそれのある工程ごとに、イで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質による危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。） エ 管理措置について、実施状況の連続的なまたは相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）か否かの別 オ 重要管理点と定めない場合は、その理由
--------------------------	--

別記様式第 1 号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号 (第 7 条関係)



滋賀県

食品高度衛生管理認証書

滋賀県食の安全・安心推進条例第13条第1項の規定に基づき、高度な衛生管理(危害要因分析・重要管理点方式(HACCP)による衛生管理および衛生に係る適正表示の管理)が行われる工程として次のとおり認証します。

認証番号:

氏名(法人名):

施設の名称:

施設の所在地:

業種(食品群):

有効期間:

条件:

年 月 日

滋賀県知事

This manufacturing plant meets the certification standards for the *HACCP*-based on Shiga Prefectural Food Sanitation Control System Regulations.

Governor of Shiga Prefecture

別記様式第 2 号中「滋賀県食品自主衛生管理認証書再交付申請書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証書再交付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「滋賀県食品自主衛生管理認証制度認証書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証書」に改める。

別記様式第 3 号中「滋賀県食品自主衛生管理認証書書換交付申請書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証書書換交付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「滋賀県食品自主衛生管理認証制度認証書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証書」に改める。

別記様式第 4 号中「滋賀県食品自主衛生管理認証（更新）申請書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証（更新）申請書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第 5 号注 1 中「滋賀県食品自主衛生管理認証制度」を「滋賀県食品高度衛生管理認証」に改める。

別記様式第 6 号中「滋賀県食品自主衛生管理認証変更承認申請書」を「滋賀県食品高度衛生管理認証変更承認申請書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第 7 号中「滋賀県食品自主衛生管理認証工程廃止・辞退届」を「滋賀県食品高度衛生管理認証工程廃止・辞退届」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第 8 号および別記様式第 9 号中「あて先」を「宛先」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の滋賀県食の安全・安心推進条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に認証の申請を行った食品等の製造等を行う工程について適用し、同日前に認証を受けた食品等の製造等を行う工程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる認証に係る有効期間は、新規則第 9 条の規定にかかわらず、当該認証の日から平成30年3月31日までとする。

告 示

滋賀県告示第57号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第38条第 2 項の規定に基づき、鈴鹿国定公園において鈴鹿生態系維持回復事業計画を策定したので、同条第 4 項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

この事業の位置を表示した図面は省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課ならびに滋賀県東近江環境事務所、滋賀県湖東環境事務所および滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

名 称	位 置
鈴鹿生態系維持回復事業計画	鈴鹿国定公園全域（甲賀市、東近江市、蒲生郡日野町および犬上郡多賀町）

滋賀県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成27年 3 月 6 日から平成27年 3 月20日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		大津市南郷六丁目字岡ノ平995		最小 12.2m }	2,303.9m	道路改良（バイパス整備）に伴う道路区

国道	422号	番3地先から	変更後	最大 82.3m		域の変更 なお、現道の 供用は、従前 のとおり
		大津市大石東二丁目字東沢野 36番3地先まで		最小 4.6m }	3,651.8m	
				最大 53.6m		
		大津市太子二丁目字イヨツ11 番2地先から	変更前	最小 12.2m }	1,815.1m	
		大津市大石東二丁目字東沢野 36番3地先まで		最大 82.3m		
		大津市南郷六丁目字岡ノ平995 番3地先から		最小 4.6m }	3,651.8m	
大津市大石東二丁目字東沢野 36番3地先まで	最大 53.6m					

滋賀県告示第59号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年滋賀県告示第73号で認可した近江八幡八日市都市計画道路事業の事業計画の変更を平成27年3月6日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年3月6日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 東近江市
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画道路事業 3・3・2号小今建部上中線
- 3 事業施行期間 平成16年10月 8 日から平成29年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年3月6日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 申請のあった年月日 平成27年 2 月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 創生ネット北びわこ
特定非営利活動法人の代表者の氏名 藤野政信
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 彦根市戸賀町130番地 8
特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、会員相互の助け合いによる運営の基、互いに支え合い豊かな生活を目指し、社会福祉の充実や人権擁護の推進をはじめ生涯学習機会の提供、住民交流の推進、社会福祉に関する事業、安心・安全なまちづくり事業、子育て支援による子どもの健全育成事業等、人権の尊重をはじめ福祉の推進と協働のまちづくりの実現に向け、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成27年 2 月24日から平成27年 4 月24日までの縦覧場所における執務時間内

農用地利用配分計画認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について次のとおり認可した。

平成27年 3 月 6 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名または名称	住 所	
農事組合法人うしかい	甲賀市水口町牛飼941	甲賀市水口町牛飼一本木2308他265筆
農事組合法人磯尾里山農場	甲賀市甲南町磯尾1625	甲賀市甲南町磯尾奥田1576他188筆
有限会社木村農芸	甲賀市甲南町磯尾345	甲賀市甲南町磯尾梶場2266－1 他64筆
農事組合法人黄瀬営農組合	甲賀市信楽町黄瀬1251－1	甲賀市信楽町黄瀬角3251他1筆
佐々木 武司	甲賀市水口町虫生野虹の町6	甲賀市甲南町竜法師山ノ井手2800
農事組合法人柑子営農組合	甲賀市甲南町柑子1004	甲賀市甲南町柑子羽根林1960－1 他181筆
農事組合法人北内貴営農組合	甲賀市水口町北内貴1338	甲賀市水口町北内貴浦田1392他121筆
田中 治広	甲賀市水口町北脇936	甲賀市水口町北脇千年1073他3筆
農事組合法人森尻営農組合	甲賀市甲南町森尻339－1	甲賀市甲南町森尻フケ884他161筆
農事組合法人宮町営農組合	甲賀市信楽町宮町1155	甲賀市信楽町宮町横枕1343他14筆
農事組合法人八田営農組合	甲賀市水口町八田491	甲賀市水口町春日灰坂2512－1 他154筆
農事組合法人酒人ふぁーむ	甲賀市水口町酒人30－1	甲賀市水口町酒人伊賀道1222他149筆
羽尾 貴志	甲賀市甲賀町大原中682－1	甲賀市甲賀町大原中滝ヶ樋695他11筆
有限会社るシオールファーム	甲賀市水口町北脇1901	甲賀市水口町酒人伊賀道1217他59筆
河村 幸俊	東近江市五個荘新堂町277	東近江市五個荘新堂町久保378他38筆
農事組合法人桜川東ふれあいファーム	東近江市桜川東町523	東近江市桜川東町観音堂894他44筆
農事組合法人市子川原営農	東近江市市子川原町422	東近江市市子川原町高上951他62筆
株式会社山中農産	東近江市横山町1136－1	東近江市横山町岡崎1099－1 他17筆
エコファーム新宮東	東近江市新宮町382	東近江市新宮町魼場594－1 他101筆
増川 修	東近江市阿弥陀堂町91－1	東近江市新宮町五ノ坪182－1 他17筆
農事組合法人ぐっど・はーべすと	東近江市横山町1002	東近江市横山町井ノ向1094他113筆
農事組合法人大清水町営農組合	東近江市大清水町711	東近江市大清水町関立189－2 他86筆
農事組合法人読合堂営農組合	東近江市読合堂町461－2	東近江市読合堂町外輪1041他237筆
廣瀬 長司	東近江市平柳町1668	東近江市平柳町三反田2477他15筆
農事組合法人ひらやなぎ	東近江市平柳町1613	東近江市祇園町大下532他297筆
農事組合法人土のこファーム新堂	東近江市五個荘新堂町335	東近江市五個荘新堂町キビス416他81筆
農事組合法人布引の里かみおもり	東近江市上大森町2683	東近江市瓜生津町大久保2323－2 他126筆
山北 宏	東近江市上大森町828	東近江市上大森町室代2838他19筆
植村 惣一	東近江市大森町773	東近江市上大森町室代2834他4筆
横畝 浩光	東近江市石谷町1278－2	東近江市今代町青木489
農事組合法人市原地区布引営農組合	東近江市市原野町3722	東近江市一式町下門1153他1184筆
小島 貞雄	東近江市高木町175－1	東近江市高木町松原2201他51筆
堤 泰弘	東近江市上二俣町1006	東近江市上二俣町壱反正田1769他20筆
松好 秀幸	東近江市上二俣町1019	東近江市上二俣町三本木1668他14筆
山中 穆彦	東近江市市原野町2284	東近江市市原野町天神2980他6筆
野田 初江	東近江市市原野町2309	東近江市市原野町下野3481他22筆
小柴 均	東近江市一式町337	東近江市一式町下門1157他20筆

2 認可年月日 平成27年 3 月 6 日

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が平成27年3月6日に変更した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月6日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成27年3月6日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 苗 村 光 廣

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
茶話本舗デイサービス浅井	長浜市大路町727-7	株式会社支縁 代表取締役 草野清美	長浜市法楽寺町278-89	通所介護	平成27. 3. 1	2570301347

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成27年3月6日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
地域福祉館雅	東近江市池庄町1554-2	株式会社雅 代表取締役 加藤礼子	東近江市池庄町1554-2	通所介護 介護予防通所介護	平成27. 3. 1	2570500807

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成27年3月6日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 苗 村 光 廣

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
こころ訪問看護ステーション	米原市梓河内632	特定非営利活動法人こころ 代表理事 澤井秀人	米原市下板並463	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 27. 3. 1	2562490066

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成27年 3 月 6 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
しみんふくし 滋賀あきんど 道デイサービスセンター	近江八幡市 仲屋町中24 －1	特定非営利活動法人しみんふくし滋賀 理事長 嶋川尚	野洲市小篠原 1091番地	通所介護 介護予防通所介護	2570400289	平成27. 3. 31

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成27年 3 月 6 日

滋賀県南部県税事務所長 中 島 博

業 種	記 号 ・ 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第24－ 7 －0349号	平成27. 3. 31	野洲市野田1816 木村清一	平成27. 2. 25

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、湖北土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 3 月 6 日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 伊 藤 利 昭

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	吉 川 富 雄	長浜市大依町715番地 3

土地改良区役員住所変更公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、びわこ揚水土地改良区から次のとおり役員の住所に変更を生じた旨の届出があった。

平成27年 3 月 6 日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 伊 藤 久 司

理事および監事の別	氏 名	旧 住 所	新 住 所
理 事	西 川 周 一	近江八幡市多賀町641番地	近江八幡市多賀町381番地 1

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第 1 号

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（建設工事その他病院事業庁長が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札および指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札参加資格を有しているものとみなす。

平成27年3月6日

滋賀県病院事業庁長 笹 田 昌 孝

- 1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供
- 2 申請書類および配布時期
 - (1) 申請書類
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業所（または営業部署）情報登録表
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し
 - エ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し
 - オ 財務諸表
 - カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る。）
 - キ 営業所等の長に滋賀県病院事業庁との取引を委任する者にあっては、その委任状
 - ク 役員等に関する調書
 - ケ 希望営業種目選択表
 - (2) 配布時期 平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日および平成27年12月29日から平成28年1月3日までの日を除く。）の8時30分から正午までおよび13時から17時15分までとする。
- 3 申請書類の受付期間 平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日および平成27年12月29日から平成28年1月3日までの日を除く。）の8時30分から正午までおよび13時から17時15分までとする。
なお、郵送による受付は行わない。
- 4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4-30 電話 077-582-5852
- 5 申請書類に使用する言語 日本語
- 6 入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当する者
 - (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれかに該当する者
- 7 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 売上高
 - (2) 経営規模
 - ア 自己資本
 - イ 従業員数
 - (3) 経営状況
 - ア 流動比率
 - イ 営業年数
- 8 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 9 資格の有効期限 資格を有すると認めた日から平成28年9月30日までとする。